

「現代的」貧困問題と教育保障の課題

－教育扶助・就学援助制度を中心に－

(1) 保護者の子育て費用（養育費＋教育費負担）の実態

①子育て費用の高騰－少子化社会の一因？

Cf: 「AIU 保険会社の試算結果」、

出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

②貧困層の増大指標

生活保護率 平成 15 年度の 1000 世帯に 1 世帯の割合

被保護世帯数は過去最高 94 万 1270 世帯（高齢単身世帯、母子世帯等が増大）

(2) 教育扶助、就学援助制度

①教育扶助、就学援助のしくみ

1)教育扶助＝憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に保障するため、生活困窮の程度に応じて必要な保護を最低限度の生活を保障をし自律を助長することを目的とした「生活保護法」（昭和 25.5.4）にもとづく。生活、住宅等の扶助とともに保護家庭に義務教育就学児童・生徒がいる場合に義務教育に必要とされる費目の援助（厚生省管轄－福祉事務所）

2)就学援助＝生活保護世帯より困窮度が緩やかな世帯を対象にした教育援助（文部科学省所轄－教育委員会）

*生活保護世帯 地域で格差 東京都平均 1000 世帯中 1.49 世帯

大田区 1.66 世帯

世田谷区 0.67 世帯

*教育扶助・就学援助受給児童生徒数（平成 15 年度）全国 125 万人

Cf: 渋谷区「就学援助のお知らせ」

(1) 準要保護（就学援助）の基準

(単価 万円)

世帯の人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
小学校	約 279	約 347	約 419	約 460	一人増毎に約 55 万円 up
中学校	約 296	約 364	約 430	約 500	一人増毎に約 55 万円 up

(2) 補助金の内容（準要保護世帯は○）

○要保護：学用品通学用品費

○新入学用品（新1年生）

○学校給食費

校外活動費、修学旅行費（中学校）、指導教室（宿泊）参加費・クラブ活動費、学校病医療費、部活動合宿費（中学校）

(3)補助金額（準要保護世帯に1年間分）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
小学校	7.8万円	6.1万円	6.1万円	6.6万円	7.1万円	8.6万円
中学校	11.4万円	9.1万円	14.6万円			

②教育扶助、就学援助制度の問題点

1)生活保護「適性化」施策等による受給率の抑制→資料「『適正受給』保護狭める」

2)支給額の低さ

3)教育扶助・就学援助ともに義務教育学校まで

→生活困窮世帯の子ども達の高校・大学への進学・修学をめぐる問題

(3)「被保護者世帯」からの高校進学問題と「学資保険」裁判

①事件の経緯

②両者の主張と裁判判決（福岡地裁1審1995年、福岡高裁2審1998年、最高裁2004年）

③最高裁判決結果の影響

－厚生労働省「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」

（2004年12月14日）

(4) 教育支援の在り方

被保護世帯の子供が高校就学する場合、現状では、奨学金、就学のために恵与される金銭、その他その者の収入によって教育費を賄うことができる場合にのみ、就学しながら保護を受けることができるとなっている。しかし、高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子供を自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、

生活保護制度において対応することを検討すべきである。

(5) 資産の活用の在り方

ア 預貯金等

保護開始時に保有可能な預貯金等の額（現行は最低生活費の0.5ヶ月分）について、保護開始直後の運営資金としての必要性や自発的な家計運営の有用性の観点から拡大することにより、結果的に早期の自立につながりやすくなる。その具体的な限度額については、例えば新破産法にかんがみ、最低生活費の3ヶ月分までは保有可能とすることも考えられる。しかし、一般世帯との均衡や国民感情、自治体の財政負担等の理由からこれに反対する意見もあった。

また、保護受給中の保護費のやり繰りによって生じた学資保険等の預貯金等の保有については、福岡学資保険訴訟の判決で示されているとおり、生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様での保護金品等を原始としてものについて保有を容認することが適当である。この際、社会的公正の確保や一般世帯との均衡に配慮しつつ、自立助長に資する用途・使途に支出されることが担保されるよう、預託制度の活用等を含めて考慮する必要がある。

(6) 現代的「貧困」と教育保障の課題－教育の機会均等論の修正－

経済的貧困を含め様々なハンディを伴う者にたいする権利保障をどのような考えとシステムでおこなっていくのかをめぐっては、今日でも鋭い意見の対立がある。

現行の教育扶助・就学援助制度の運用の背後には次のような考え方がある。

まず、貧困とは生存ぎりぎりの状態（飢餓的貧困）以下にあるものとして理解したうえで、そうした貧困は今日の社会では基本的に一掃されたとする。家計所得の上昇による教育水準と進学要求の高まりで階層間の教育格差が縮小してきており、私的教育費負担を自ら賄えない「貧困」家庭は、少数の例外的存在となっているといい、そのため、彼らへの教育を保障するためには救済の対象を特定化することが必要となり、しかもその援助は国民の一般的モラルからいって平均的国民の生活・教育水準以下に保たれるべきものであるとしている（「劣等処遇の法則」）。こうした発想からは、ハンディを背負った家庭・子どもへの教育保障制度は、一般の家庭・子どもから切り離し特定化した少数者にたいする救貧対策的なシステムとして作りだされることになり、ハンディを十分にカバーする内実を備えたものとはなりえない。

上記のような考え方にたいしては、多くの批判も存在する。家計所得の上昇と教育機会の拡大により教育水準の向上と階層間の教育格差が縮小するという主張にたいしては、むしろ逆にそうした状況の下では低所得者層の子どもへの集中的な教育「差別」が固定化し階層間の格差が拡大するという指摘である。この指摘では、「貧困」を生存ぎりぎりの状

態以下にあるものとしてではなく、その国のその時代における標準的な生活様式＝人並の生活様式が剥奪され、充たされていない状態と理解し、社会を構成する個人・集団間にある格差のなかで「容認されざる格差」を現代的貧困と捉え (Deprivation＝権利からの剥奪)、その格差は広く社会経済構造にかかわる問題として政府の行政（是正）責任を明確に求める。こうした観点からみたとき、被保護世帯高校進学率がいまだ低位にあり様々な教育の問題がそこにあらわれている事態はまさしく **Educationally Deprived**＝教育への権利から剥奪されている状態とみなされ、特別の配慮をもって改善されることが要請される。こうした教育の機会均等保障の考え方は、1960年代以降、欧米では補償教育（compensatory education）や積極的差別政策などとして展開されてきたものであった。

（7）補償教育政策の登場

- ・「貧困との闘い」「貧困の一掃」→「貧困の悪循環」を断ち切る社会政策の一手段として教育が重視→社会階層間、人種間の教育格差の是正
- ・1964年「公民権法」制定＝「個人が教育の機会を平等に利用することに対して、国内のあらゆる段階の公共教育機関において、人種、皮膚の色、家庭、出身国を理由に、不十分な点」がないかどうか、2年以内に調査し議会に報告する旨の条項
- ・「公民権法」の「教育機会均等に関する調査」→調査主任を委嘱されたジェームズ・コールマン（J.Coleman ジョンス・ホプキンス大学）の委員会が1966年「教育の機会均等に関する報告」（コールマン報告）を公表
 - コールマン報告書の内容とその社会的衝撃
 - ・学校の諸条件では人種間、地域間の大きな格差はない
 - ・学校は、社会階層格差を是正するより拡大する方向で機能（学年進行と共に学力格差が拡大）
 - ・学校より、家庭・地域の教育・文化が基底的影響力が大きい

⇒新たな教育機会均等政策の取り組み（補償教育政策、ヘッドスタート計画）

1960年代以降、欧米で補償教育などが政策課題として採用されてきた背景には、これまでの教育の機会均等政策への批判と見直しがあった。すなわち、それまでの伝統的な学校を通じた自由主義社会の教育機会均等論は、社会階層間の教育格差とその格差是正への学校の「無力」という現実によって不信の対象とされていく。すなわち、教育機会及び教育達成と社会経済的階層との間には強い相関関係が存在し、そのころによって学校は社会的不平等の是正にたいしては、無力であるとする結論である。そうした批判と見直しによって、社会経済的、文化的に劣位にある人々・階層に対する優先的投資を是認する補償教育政策やヘッドスタート・プロジェクト（head-start project）などが正当化され推進されていくことになる。

(8) 補償教育批判＝能力主義批判と J. ロールズの「正義論」

①補償教育は、能力主義の競走を否定するものではなく「純化」していくものとする批判

②ロールズによる「自由と平等」の発展系譜

(1)自然的貴族制＝自然的社会的に才能に恵まれた者が、恵まれない者に対して有する道義的責務。その能力格差の存在をそのまま容認しなんらの規制を加えない

(2)自然的自由の体系＝能力にもとづく自由（市場）競走による優勝劣敗を是とし、能力の格差や競走の不公平さの確保という点になんらの配慮もおこなわない

(3)自由主義的平等の体系＝(2)の修正であり、能力にもとづく自由（市場）競走による優勝劣敗を是とする立場は(2)と同様であるが、能力の格差や競走に付随する不平等があればそれらを是正し、より公平な能力競走の場を創り出していこうとする立場＝補償教育・ヘッドスタート計画など。

*問題性→能力の格差を生みだしている社会的・自然的偶然や諸条件を完全に是正することは不可能

↓

(4)民主主義的平等の体系＝能力の格差を生みだしている社会的・自然的偶然を除去できないのであれば、そうした社会的・自然的偶然から生じる能力の格差不平等を全員で補い合うことを提唱。

③ロールズの「正義論」は、社会の権利・義務、社会的利益、社会的資源の配分の決定に際して、個人の出生・才能などの社会的・自然的偶然が及ぼす影響力をできるだけ少なくすること、個人の多様性と独自性に真剣な配慮を払い、個人的自由・権利を全体の社会的経済的利益の増進のために犠牲にすることを容認しないことを主張

*始原状態における社会成員における社会契約の論理から、権利としての社会福祉の構想を構築